

上越市ガス水道料金等徴収業務委託に係る公募型プロポーザル方式への参加者を下記のとおり募集する。

令和元年7月17日

上越市ガス水道事業管理者 市川 公男

## 記

### 1 業務概要

- (1) 業務名 上越市ガス水道料金等徴収業務委託
- (2) 業務内容
  - ① 窓口業務（電話、来庁者への対応）
  - ② 使用開始、使用中止、名義変更及び精算業務（ガス開栓時消費機器調査等含む）
  - ③ 検針業務（再調査、周知文書同時配布を含む）
  - ④ 調定、更正業務
  - ⑤ ガス・水道メーター情報管理業務
  - ⑥ 収納業務・滞納整理業務（ガス・水道料金及び下水道等使用料）
  - ⑦ ガス水道供給停止及び解除業務
  - ⑧ ガス警報器関係業務
  - ⑨ その他、①から⑧に附帯する業務（納付書等印刷物調達を含む）
- (3) 委託期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

### 2 公募型プロポーザル方式の概要

- (1) 名称 上越市ガス水道料金等徴収業務委託公募型プロポーザル方式
- (2) 方法 上越市ガス水道料金等徴収業務委託公募型プロポーザル方式による受託候補者選定基準に基づき、参加事業者の資格審査を実施し、次に有資格者から提出された業務提案書の審査・評価を行い、要求基準に達した者のうち業務提案見積書の額が最も低い事業者を優先交渉者とし、契約交渉のうえ受託候補者を決定する。

### 3 募集要領等の交付

募集要領等の交付は、次のとおり行う。

(1) 交付方法

上越市ガス水道局ホームページからダウンロードすること。

(2) 参加申込の受付期間

令和元年7月17日（水）から7月31日（水）午後4時まで（必着）

持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時までの間に提出すること。

(3) 提出場所

新潟県上越市木田1丁目1番3号

上越市ガス水道局 総務課 料金出納係

(4) 提出書類

1) プロポーザル参加申込書（様式1）

2) 添付書類

① 会社概要関係書類（様式2及びその他登記簿謄本等）

② 財務状況関係書類

③ 労働条件関係書類

④ 賠償保険加入状況関係書類

⑤ 受託実績表（様式3）

⑥ 上記⑤で記載した受託実績を証する契約書等の写し

⑦ 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がないことの証明書

⑧ 社会保険料等に滞納がないことの証明書

⑨ 個人情報保護に関する公的認証を取得していることを証明できる書類の写し

(5) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。郵送により提出する場合は、特定記録郵便とし、提出期限までに必着とする。なお、FAX、電子メール及び電子媒体による書類の提出は受け付けない。

#### 4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、本要領及び関係法令等に従い、本業務を遂行できる十分な資力、信用、技術的能力を有し、以下の要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

(2) 参加申込書の提出時点で、上越市物品入札参加資格審査規程（平成元年告示第5号）に基づく物品入札参加資格者名簿に登録されている者。ただし、登録者以外の者であっても、上越市物品入札参加資格審査申請（申請方法等は市ホームページを参照）をプロポーザル参加申込書と同時に提出し、本市の審査を受けることを条件に、プロポーザルの参加を認めることとする。その場合、審査の結果によって、プロポーザルの参加資格を取り消すことができるものとする。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立

てをした者または同条第2項の規定に基づく更生手続き開始の申立てをされた者。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立てをした者または同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立てをされた者。

- (4) 告示日から契約締結日までのいずれの日においても、いずれかの自治体において指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、その他反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という。）に属すると認められる者。
  - イ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる者。
  - ウ 反社会的勢力を利用していると認められる者。
  - エ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者。
  - オ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (6) 国税、地方税その他租税公課について滞納がないこと。
- (7) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険をいう。）に加入し、保険料の滞納がないこと。
- (8) 本業務委託内容と同種又は類似業務（窓口受付関連業務、メーター検針業務、開閉栓業務、収納業務の総合的業務）について、事業体との受託実績を継続して3年以上有する者であること。
- (9) プライバシーマーク等の情報セキュリティー関連認証を取得している者であること。

## 5 参加資格審査及び参加要請等

参加申込者に対し、プロポーザル参加資格審査結果通知書（兼プロポーザル参加要請書）により通知する。

なお、参加申込者の参加資格審査の結果、要件を満たしていないと判断した場合は失格の旨を通知する。

## 6 業務提案書等の提出

### (1) 提出期間

令和元年8月28日（水）から9月3日（火）午後4時まで（必着）

平日午前8時30分から午後5時までの間とする

### (2) 提出場所

新潟県上越市木田1丁目1番3号

上越市ガス水道局 総務課 料金出納係

### (3) 提出方法

参加申込者による持参とし、その他の方法による提出は認めない。

(4) 提出部数

- ①業務提案書（様式5、様式5の2） 6部（正本1部、副本5部）
- ②プレゼンテーション出席者報告書（様式6） 1部
- ③業務提案見積書（様式7） 1部

(5) 業務提案書の内容

業務提案書については、以下の項目について作成すること。

- ① 会社概要及び財務状況
- ② 実務（受託）実績
- ③ 業務実施体制及び業務執行計画
- ④ 地元貢献（地元雇用・地域経済）に対する考え方
- ⑤ 検針業務に対する考え方
- ⑥ 開閉栓業務に対する考え方
- ⑦ 料金徴収業務に対する考え方
- ⑧ 窓口業務に対する考え方
- ⑨ データ入力に対する考え方
- ⑩ 研修体制に対する考え方
- ⑪ 個人情報保護に対する考え方
- ⑫ 災害発生時における応援体制に対する考え方
- ⑬ その他の業務提案

(6) 業務提案書等の作成方法

- ① 提案書等作成に用いる使用言語は日本語、数字はアラビア数字を使用し、日本産業規格（JIS）「A4判」縦置き横書き両面印刷で左綴りとする。また、文書を補完するためのイラスト、イメージ等で「A3判」を使用する場合は、折綴りとする。
- ② 業務提案書（様式5）を表紙として、目次及び頁番号（業務提案書の各頁の下中央）を付けること。
- ③ 業務提案見積書（様式7）は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間に要する費用の総額を見積金額（消費税及び地方消費税を含まない）として記載すること。また、見積金額に一致する所定様式の内訳書を添付すること。

(7) その他

業務提案書等の作成に要する費用は参加事業者の負担とし、提出された業務提案書等の返却は行わない。

7 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

業務提案書等が提出された後、審査委員会は、参加事業者ごとにプレゼンテーションを実施する。

(1) 日時及び場所

プレゼンテーション参加要請書により通知する。

(2) 実施時間

各参加事業者のプレゼンテーションの時間は1時間以内とし、プレゼンテーション終了後、ヒアリングを20分程度行う。

(3) 実施方法

- ① 自由形式とする。希望する参加事業者は、電子機器を用いて行うことができる。プレゼンテーションにあたり、必要な機材等は参加事業者で用意すること（プロジェクター及びスクリーンは上越市ガス水道局備え付けのものを使用することができる。）。
- ② プレゼンテーションは、提出された提案書等に基づいて説明し、補足説明資料その他の追加資料の提出及び説明はできないものとする。
- ③ 出席人数は、3名までとし、提案書等の内容を熟知しておりヒアリングに対応できる者であること。出席者の役職、氏名をプレゼンテーション出席者報告書（様式6）により業務提案書と併せて提出すること。

## 8 提案書の審査

上越市ガス水道料金等徴収業務委託プロポーザル審査委員会が行う。当委員会は、上越市ガス水道料金等徴収業務委託公募型プロポーザル方式による受託候補者選定基準に基づき、それぞれの参加事業者の業務提案書の各項目につき評価及び採点を行い、要求水準に達した参加者のうち見積金額が最も低い事業者を優先交渉者として選定する。

## 9 選定結果の通知

- (1) 審査結果は、プロポーザル選定結果通知書により通知する。
- (2) 審査結果に対する異議申立ては受付けない。

## 10 契約の交渉

選定結果の通知に基づき、優先交渉者と本業務の委託契約締結の交渉を行う。交渉が不調であった場合は、第2順位以下の参加者に優先交渉を順次繰り下げる。なお、上越市ガス水道局は、この契約をしないことによる補償は行わない。

## 11 その他

- (1) 詳細は、上越市ガス水道料金等徴収業務委託公募型プロポーザル募集要領によるものとする。
- (2) 本業務委託の請負に係る支出予算について、議会の議決が得られない場合は、契約を締結しないものとする。

**【問い合わせ先】**

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

上越市ガス水道局 総務課 料金出納係

電話：025-522-5518（内線311） FAX：025-525-9969

E-Mail：[soumu-gw@city.joetsu.lg.jp](mailto:soumu-gw@city.joetsu.lg.jp)